

文部科学省 令和2年7月10日
 教員養成部会（第114回）配付資料【資料3】
 教育委員会における障害者雇用に関する実態調査
 国立教員養成大学・学部における障害のある学生の支援に関する実態調査【抜粋】

障害のある学生の教員免許状取得状況（平成30年度）

全国的に教員免許状を取得する障害のある学生の数が少ない。

- ・学生の免許状取得者総数 100,144人
- ・障害のある学生の免許状取得者 179人

※人数は教職課程を有する大学等全体の数値

4 国立教員養成大学・学部における取組事例【入学前段階】

情報提供

（宮城教育大学）

しょうがい学生支援室のホームページに、支援開始までの流れや、障害種ごとの支援内容を掲載している。

（鳥根大学）

障がい学生支援室を窓口として、障害のある高校生や特別支援学校生徒の大学見学・体験入学の受け入れ、教員（担任や進路指導担当教員等）からの質問や事前相談、見学等に対応している。

（愛媛大学）

特別支援学校で大学の障害学生支援担当より講演を行い、障害のある学生が合理的配慮を受けながら学んでいることを知ってもらう機会を設定している。また、特別支援学校の小中高等部の遠足や社会見学等で、大学のバリアフリー推進室の見学、障害のある児童と同じ障害のある学生との交流機会を設けている。特別支援学校の教職員に対しては、バリアフリー推進室の見学及び大学の支援について説明をしている。

（長崎大学）

県内高等学校76校の「進路指導主事研修会」及び地域の高等学校の保護者会に専任教員が参加し、大学の障害のある学生に関する支援体制等について周知を図っている。

受験対応

（東京学芸大学）

入学者選抜の募集要項に「受験に際して配慮を必要とする志願者の事前相談」について明記し、必要に応じて特別措置等の希望を志願者に聞き、点字による受験、拡大文字の問題用紙、別室の準備等個々の事情に合わせて対応している。

事前相談・支援体制の整備

（宮城教育大学）

入学が決定した障害のある学生には、入学前に面談の機会を設け、必要な支援について確認をしている。障害のある教員や先輩学生にも同席してもらい、入学後のイメージをもってもらう。

（滋賀大学）

教育学部では独自に、障害のある学生の入学が決定した時点で、個別支援チームを立ち上げ、入学前の3月に高等学校教諭、本人、保護者を含めて打合せを行い、

- ①当面のスケジュール
（健康診断、入学式、新入生オリエンテーション）
- ②修学支援の実情等
（障害の様態、高校までの支援、大学の修学環境、大学の施設見学・点検、当面の支援の可能性）の共有等を行っている。

4 国立教員養成大学・学部における取組事例【養成段階】

授業時の配慮

(宮城教育大学)

音楽：聴覚障害のある学生には希望に応じて個別レッスンを行っている。また、聴覚過敏等のある学生には音楽鑑賞時などは必要に応じて別室待機を許可している。

英語：聴覚障害のある学生にはリスニングの際は別課題を与えたり、リスニングのスク립トを準備したり、英語が得意なノートテイクを派遣したりなどしている。

体育：肢体不自由や病弱の学生には、参加できる種目への変更、代替措置などを行っている。

(愛知教育大学)

スポーツ科目など実技を伴う授業科目においては、アダプテッドコースを用意するなどの配慮を行っている。

(滋賀大学)

視覚障害のある学生には補助員を配置し、拡大読書機やタブレットといった障害を補う機器の使用を認めている。PCを使用する情報演習室には大型ディスプレイを設置し、スクリーン提示資料は印刷したうえで予め配布している。

聴覚障害のある学生には、補聴器と連動した専用マイクの使用を認め、授業担当教員が装着している。所属グループのディスカッションは別室で行い、聴き取りやすいようにしている。

支援体制の整備

(弘前大学)

教育学部で独自に行っている支援・取組として、学修支援部門を設置し、単位修得状況を随時調査し、学生の不安や心配、困難に対して個別相談を実施している。

(福井大学)

「障がい学生サポーター(スチューデントアシスタント)」が、障害理解の学習及び支援についての研修を受け、必要に応じて障害学生のサポートを行っている。

(愛知教育大学)

発達障害の可能性のある学生の特徴、学生への働きかけ(大教室の授業時の支援、ゼミや演習等の小クラスの授業時の支援、卒業論文指導など個別指導時の支援)などを解説した「発達障害学生の理解と対応のためのミニブック」を作成し、活用している。

学内の聴覚障害情報保障支援団体を、AUEパートナーシップ団体(主体的・積極的に学内外で活動を行い、本学の教育、研究及び社会貢献活動に貢献すると認められる学生団体)として認定し、活動拠点となる教室を提供したり、研修等(日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワークPEPNet-japan主催研修会等への参加等)の活動経費に対する補助を行ったりしている。

(広島大学)

本人の合意及びエビデンス資料に基づきアクセシビリティセンターがアセスメントを行い作成した「配慮依頼文書」の通知を基に、合理的な配慮・調整・支援を行っている。

33

4 国立教員養成大学・学部における取組事例【養成・入職支援段階】

教育実習

(滋賀大学)

個別支援チームにおいて、1回生時から3回生で行う教育実習に備えて支援の検討を開始。障害のある学生本人にも教育実習を視野に入れて実習校である附属学校の参観や体験を行うよう促し、課題や要望、ニーズの把握を行った。同時に、附属学校の実習担当教員とも情報共有するとともに学生との打合せも行い、教育実習に備えた。

(京都教育大学)

聴覚障害のある学生については、学内の実習校での受入れが困難であることから学生、指導教員と相談のうえ、受入れが可能と思われる実習校に個別に受入れの依頼を行っている。発達障害のある学生については、実習前に指導教員と実習校の教員が配慮する内容を確認し、対応策を講じたうえで実習を履修させている。

定期試験

(滋賀大学)

個別支援チームで検討の上、学務委員会で確認を行い、教授会で決定している。視覚障害のある学生については、試験時間の延長、別室受験、障害を補うために必要な機器の使用許可、補助者の随伴を行っている。

教員採用に向けた支援

(宮城教育大学)

①教員採用選考試験受験時における必要な支援について本人と確認し、その申し出の仕方等も必要に応じて確認・相談を行っている。機器の利用(例：聴覚補聴援助システム)など教育委員会に申し出てもそれが叶わない場合は、しょうがい学生支援室の機器を貸し出す場合もある。

②発達障害のある学生等においては、必要に応じて提出書類等について一緒に確認を行う。

(愛知教育大学)

①教員採用選考試験における障害者の受験・合格・採用状況、受験上の配慮、非常勤採用等についての情報提供や、学生からの相談に応じている。

②合格後から採用準備について、個別の相談があれば、指導教員やキャリア支援課特任指導員が助言を行っている。

③採用選考後の非常勤講師への応募や大学院進学後の教員採用などについて、学生からの相談に応じている。

(大阪教育大学)

障がい学生支援ルームとして、大学に来た教員採用選考試験の障害者特別選考での求人情報を対象の学生に情報提供をするとともに、対象学生の承諾を得たうえで、採用担当者に障害の概要、必要な配慮等の情報提供を行っている。また、学内の説明会や個別指導の場でも情報保障等の個別の障がいに対する配慮を提供している。

34

①入学前段階

- 現在、高校との情報共有は限定的にしか行われていないことが課題。障害のある学生が在籍していた高校との連携を強化することによって、より適切な支援を行うことが必要。
 - 出身校等（主治医、専門機関等）と情報共有するための制度設計（教育支援計画の引継ぎの手続き・様式、ガイドライン等の整備）が必要。
- 等

②養成段階

- 卒業や単位認定、資格取得等に求められる技能に関する詳細な基準等と合理的配慮の調和に関する議論が必要。
 - 教育実習について、障害のある学生の受入れが不慣れな普通校での実習が課題。
 - 教育実習について、今後、附属特別支援学校において積極的に障害を持つ学生の受入れ支援体制を築くことが必要。
 - 教育実習について、受入れ学校側の理解も必要。
- 等

③入職支援段階

- 教育委員会が障害のある者を採用した場合、どのような分野で活用することを想定しているのか、情報交換を行う機会が必要。
 - 障害のある学生について、現状では卒業することに注力し、教員採用選考試験の受験ができるまでには至っていない場合がある。教育委員会から障害のある方々が教育現場でどのように活躍しているかが具体的に見えてくると、指導もしやすくなる。
 - 進路選択に至るまでの早い段階から、自己の特性理解や、教職という仕事への正しい理解等の指導が重要。
- 等

④その他

- 教育学部の学生に対して障害のある学生の支援についての授業を開講しているが、現職の教職員に対してさらなる研修や啓発も欠かせない。とりわけ、発達障害に対するさらなる理解が必要。
- 等

4 国立教員養成大学・学部から教育委員会に対する要望事項

- 教育委員会として障害のある者を採用した場合、どのような分野で活用することを想定しているのか、可能な範囲で情報を提供してほしい。その情報に基づいてどのような支援が必要であるかを検討していきたい。
- 現在、障害がありながら教育現場で職務にあたっている方の話を聴く機会を設けてほしい。教職志望の学生のみならず、教員養成にあたる大学教員にとっても、在学中に何を念頭において指導すればよいかの示唆を得ることができる。
- 教育現場において障害のある教師がどのような支援を受けることができるのか、こういった勤務体制ができるのかといった点を具体的に示してほしい。
- 障害のある学生や病気をもつ学生を教職として雇用するにあたっては、多様な働き方を用意し、教職における働き方の選択肢を広げてほしい（時短勤務、新しい働き方や役割の創造、特性を利用した業務の切り出し等）。
- 障害のある方が、実際に教職の現場でどのように働いているかの情報を教えてほしい。精神的な障害のある学生が教職に就くのは難しいのではないかと懸念があるので、そうではない事例があるのであれば、どの様な学校種・職務で活躍されているかの情報が知りたい。この情報があれば大学として積極的に学生に働きかけができる。
- 社会教育関連などの業務も視野に入れて、障害のある者が就労しやすい職場開拓に努めてほしい。
- 教育実習に不安のある障害のある学生が職場体験を通して自己の職業適性への理解を深めるため、教育実習とは別に、評価を伴わない学校でのインターンシップのような機会を設けてほしい。また、そのような機会を通して受入れ側の教職員も障害への理解が深まる。